

高額所得者への区営住宅明渡請求に関する要綱

平成11年4月27日
区 長 決 定

(趣 旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区営住宅条例（平成九年板橋区条例第四十号。以下「条例」という。）に規定する高額所得者に対する区営住宅の明渡請求の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(認定の通知)

第2条 条例第29条第1項及び規則第29条に基づく高額所得者認定通知に際しては、高額所得者の明渡請求制度に対する理解を深めるため、明渡請求制度の説明書の送付等必要な措置をとるものとする。

(意見の申出及び認定通知の改定)

第3条 前条の通知を受けた高額所得者は、その通知を受けた日から30日以内にその通知に対して意見を申し出ることができる。

2 高額所得者は、その収入が明渡基準を超えなくなったときは、条例第26条第4項及び規則第28条第2項に規定する収入再認定請求書によりその収入額の認定を求めることができる。

3 第1項の意見の申出及び前項の収入額の認定の請求があった場合において、その内容を審査し、その理由がないと認めたときは、収入認定意見審査棄却設定通知書又は収入認定棄却決定通知書により当該高額所得者に通知するものとする。

(相談及び指導)

第4条 区営住宅の明渡しに関する相談・指導を行うため、高額所得者に対し、区営住宅明渡相談書（第1号様式）の提出を求める。

2 明渡しに関する相談・指導は、当該高額所得者の来庁を求め、明渡請求制度の説明、相談書の検討、住宅等のあっせん及び明渡期限等について協議する。

(付議事項)

第5条 東京都板橋区営住宅等高額所得者審査会に付議する場合は、次の事項を記載した区営住宅明渡請求調書（第2号様式）を事案ごとに作成し、区営住宅明渡請求調書総括表（第3号様式）に添付して審査会に提出しなければならない。

- (一) 調書番号及び提出年月日
- (二) 明渡請求対象者の提示
- (三) 提案理由
- (四) 予定明渡期限
- (五) 高額所得者認定状況（世帯員の構成を含む）
- (六) 明渡請求までの経緯
- (七) その他（参考資料の添付を含む）

2 審査会の結果は、下記の区分による。

区 分	内 容
可	明渡請求を可とするものである。
否	明渡請求を不可とするものである。
保 留	明渡請求を保留とするものである。
継 続	審議を継続とするものである。

(付議の特例)

第6条 高額所得者が次のいずれかに該当する場合は、審査会への付議を猶予することができる。

- (1) 第4条に規定する相談・指導に応じ、協議が整った場合
- (2) 使用者又は同居者が病気又は介護を必要とする状態にあるとき
- (3) 使用者又は同居者が災害による著しい損害を受けたとき
- (4) 使用者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき

(明渡請求)

第7条 高額所得者に対する明渡請求は、審査会の意見により実施するものとし、区営住宅明渡請求書（第4号様式）を内容証明郵便（配達証明付き）により郵送する。

(明渡請求の取消)

第8条 条例第32条第2項の規定により明渡しを取り消すことができる場合とは、使用者の死亡等により収入が明渡基準を超えなくなったとき、又は、当分の間超える見込みがないとき、その他これに準ずる特別の事由が生じた場合で条例第32条第1項の延長基準に照らし明渡請求を取り消す必要があると認めた場合とする。

2 明渡請求の取消は、区営住宅明渡取消書（第5号様式）により行うものとする。

(明渡期限後の措置)

第9条 条例第30条第2項に規定する明渡期限が到来しても速やかに区営住宅を明け渡さ

ない高額所得者に対しては、次の措置をとるものとする。

(一) 明渡期限後一月以内に事情聴取のため内容証明郵便により区営住宅明渡督促状（第6号様式）を郵送し、来庁を求める。

ア 来庁に応じ遅滞なく住宅を明け渡す旨申し出た者については、区営住宅明渡誓約書（第7号様式）の提出を求め、履行させる。

イ 来庁したが速やかに明渡しに応じない者については、口頭又は文書により明け渡しを催告する。

ウ 来庁に応じない者については、遅滞なく住宅を明け渡すよう区営住宅明渡催告状（第8号様式）を内容証明郵便により郵送する。

(二) 条例第33条に定める住宅等のあっせんは行わない。

(審査会への報告)

第10条 次に掲げる事由が生じたときは、その理由等を付して審査会に報告するものとする。

(一) 明渡請求を猶予したとき。

(二) 明渡しが完了したとき。

(三) 明渡期限の延長を承認したとき。

(四) 明渡請求の取消をしたとき。

(五) 明渡訴訟を提起したとき。

(六) 明渡訴訟が終結したとき。

(七) その他報告の必要があると認められるとき。

付 則

この要綱は、平成11年5月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

